

事 務 連 絡
令和2年1月29日

各市町村立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

マイナンバーカードの申請・取得状況の把握について（依頼）
標記の件について、別添のとおり文部科学省初等中等教育局財務課から照会がありましたので下記により御対応をお願いします。

記

1 対象者

公立学校共済組合の組合員及びその被扶養者

（対象外とする者） ※再任用フルタイム勤務の方や任期付教職員の方は対象です

- ・国内に住所を有していない者（在外教育施設派遣教員、留学中の被扶養者等）
- ・任意継続組合員

2 実施方法

（1）調査票の入った封筒を対象者に配布してください。

（2）対象者が記入し、封筒に入れた調査票を回収し、別添の返信用封筒（レターパック）にて2月26日までに投函してください。（所属で定めた期日までに提出されたものを送付してください。）

※別添文科省通知の記載要領に記されている実施方法と異なりますので御留意ください。

3 留意事項

（1）対象者には、調査票の裏面「マイナンバーカードの申請・取得状況調査へのご協力をお願い」を確認するよう周知してください。

（2）対象者が提出した封筒を開封せずに福利課へ提出してください。

（3）休職中など、配布が困難な方については、調査票の配布は不要です。

（4）令和元年12月に同様の調査を実施していますが、今回は令和2年3月末時点の状況（見込み）について調査を行うものです。

（5）公立学校共済組合の組合員ではない臨時的任用職員には、配布しないでください。

4 その他

マイナンバー制度やマイナンバーカードの申請方法等については総務省のHPや、「マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）」へお問合せください。

担当：本通知の調査について

教育局教育総務部福利課資格管理担当 坂本・安藤

電話 048-830-6694

その他地方公務員のマイナンバーカード取得について

教育局教育総務部総務課人事担当 松本・三橋

電話 048-830-6622



事務連絡
令和元年9月30日

各都道府県教育委員会 人事担当課長・福利厚生担当課長 殿
各指定都市教育委員会

文部科学省

初等中等教育局財務課
初等中等教育局幼児教育課
総合教育政策局生涯学習推進課
総合教育政策局地域学習推進課
スポーツ庁参事官（地域振興担当）
文化庁企画調整課
文化庁文化財第二課

マイナンバーカードの申請・取得状況の把握について（照会）

公立学校共済組合の組合員及びその被扶養者におけるマイナンバーカードの取得の推進については、「地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進について（通知）」（令和元年7月5日付け元初財務第8号）において通知したところですが、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）を踏まえ、組合員及びその被扶養者のマイナンバーカードの申請・取得状況について、下記により報告願います。

記

1. 対象者

都道府県及び指定都市内の公立学校共済組合の組合員及びその被扶養者

2. 申請・取得状況の把握方法

別添1「マイナンバーカード申請・取得状況把握表 記載要領」を参照願います。

3. 提出書類・提出先

都道府県教育委員会：様式1「マイナンバーカード申請・取得状況把握表」

指定都市教育委員会：様式2「マイナンバーカード申請・取得状況把握表」

を、電子メールにて、公立共済係（kouritu-kyosai@mext.go.jp）まで送付願います。

4. 提出期限

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ① 令和元年12月末時点の状況 | 提出期限：令和2年1月24日（金） |
| ② 令和2年3月末時点の状況 | 提出期限：令和2年4月24日（金） |

5. その他

各都道府県・指定都市教育委員会からの回答は、文部科学省においてとりまとめの上、後日公表する予定です。

文部科学省初等中等教育局財務課公立共済係 TEL：03-5253-4111 (内線3747)
--

マイナンバーカード申請・取得状況把握表 記載要領

1 対象者

都道府県及び指定都市内の公立学校共済組合の組合員及びその被扶養者 です。

- ・国や民間等から出向してきた者のうち、公立学校共済組合の組合員となった者については、対象者としてします。
- ・再任用者も、組合員である場合には対象者としてします。
- ・休職中により申請・取得状況の把握が困難な組合員がいる場合、様式1の「⑤不明・未回答」欄及び「⑩不明・未回答」欄に含めて回答してください。

(対象外とする者)

- ・国や民間等へ出向している者
- ・国内に住所を有していない方(在外教育施設への派遣教員、留学中の被扶養者等)
- ・任意継続組合員
- ・非常勤職員であって、組合員でない者(非常勤職員であっても、組合員の方は対象者としてします。)
- ・公立大学(短期大学、高等専門学校を含む)、公立大学法人、大学附属病院、大学附属学校園[※]については、本件とは別に照会するため、対象外としてします。
[※]公立大学附属学校園のうち、公立大学法人が設置する附属学校園に限ります。
 公立大学附属学校園であっても、教育委員会の所管する学校については、本調査の対象としてください。
- ・公立学校共済組合の直営病院の職員、宿泊所の職員及び公立学校共済組合支部の職員(都道府県から公立学校共済組合支部・宿泊所に派遣され、共済組合で給与を負担している職員も含む。)については、公立学校共済組合本部が申請・取得状況を把握するため、対象者としません。

2 実施方法

<都道府県教育委員会>

- ・域内の市区町村教育委員会(指定都市を除く)に、本照会について周知をお願いします。
- ・所管する学校(都道府県立の学校等)に、本照会について周知をお願いします。
- ・都道府県教育委員会の所管に属する教育機関(図書館、博物館、美術館、青少年教育施設、体育施設、生涯学習センター、教育センター、埋蔵文化財センター等のうち、別添2の一覧の施設。域内の市区町村教育委員会が所管する学校等は除

きます。)に、本照会について周知をお願いします。

- ・都道府県教育委員会内の各部局及び教育事務所に、本照会について周知をお願いします。
- ・所管する学校及び教育機関、教育委員会内の各部局等から提出された様式5を、都道府県内の全ての回答（指定都市を除く）を取りまとめの上、文部科学省へ様式1で回答をお願いします。

<市区町村教育委員会>

- ・所管する学校園（公立専修学校・各種学校及び公立幼稚園及び認定こども園については、別添3の学校園。以下同じ。）に、本照会について周知をお願いします。
- ・所管する学校園から提出された様式5を取りまとめの上、都道府県教育委員会へ様式4で回答をお願いします。

<指定都市教育委員会>

- ・所管する学校園に、本照会について周知をお願いします。
- ・所管する学校園から提出された様式5を取りまとめの上、文部科学省へ様式2で回答をお願いします。
(様式5のとりまとめに際し、様式4をご活用下さい。)

<各学校園・教育機関・部局等>

- ・所属する職員のうち、公立学校共済組合の組合員及びその被扶養者について、マイナンバーカードの申請・取得状況を取りまとめの上、様式5で教育委員会の取りまとめ課へ回答してください。
(所属する職員に公立学校共済組合の組合員がいない学校園、教育機関等がある場合には、「組合員数」及び「被扶養者」欄に「0（ゼロ）」と記載して提出して下さい。)
- ・取得状況の把握方法については、国家公務員等（国立大学法人・独立行政法人等の組合員及び被扶養者を含む）では、参考A（職員本人分）及び参考B（被扶養者分）を配布しています。ついては、公立学校教職員の組合員及び被扶養者用に参考様式を用意しましたが、記載されている項目について把握できる方法であれば、参考様式によることなく、例えば電子メールやWEBアンケート等でも可能です。ただし、どなたが、いつ、なにを、回答したかについて記録できるものとしてください。なお、教育委員会から文部科学省に提出していただくものは、様式1及び2のみで、個々の職員が回答した参考様式の提出は不要です。

3 その他留意事項

- ・対象となる組合員及び被扶養者については、各所属所で把握している情報を基に申請・取得状況の把握をお願いします。

- ・マイナンバーカードの保有状況については、本人の自己申告に基づくこととし、マイナンバーカードの現物やその写し等による確認は行わないこととします。
- ・令和2年3月末時点の状況については、4月の人事異動で所属する学校園や部署が変わる組合員が一定数見込まれるため、異動者の取得状況の把握が困難とならないよう、3月中に申請・取得状況の把握を行うことが考えられます。